

ユーキャンの医療事務リアルにわかるお仕事マニュアル<クリニック編> 第3版  
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2024年9月20日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日																		
P.103	表 2-2 / 医療DX推進体制整備加算の行	「加算点数」の欄と「算定要件」の欄に右記を追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算点数</th> <th>算定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025年4月～</td> <td>&lt;2025年4月以降&gt;</td> </tr> <tr> <td>1：12点</td> <td>マイナ保険証の利用実績に加え、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ1～3を算定する。電子処方箋管理 サービスへの登録体制を有していない場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ4～6を算定する</td> </tr> <tr> <td>2：11点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3：10点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4：10点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5：9点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6：8点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(月1回)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	加算点数	算定要件	2025年4月～	<2025年4月以降>	1：12点	マイナ保険証の利用実績に加え、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ1～3を算定する。電子処方箋管理 サービスへの登録体制を有していない場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ4～6を算定する	2：11点		3：10点		4：10点		5：9点		6：8点		(月1回)		2025.4.11
加算点数	算定要件																					
2025年4月～	<2025年4月以降>																					
1：12点	マイナ保険証の利用実績に加え、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ1～3を算定する。電子処方箋管理 サービスへの登録体制を有していない場合は、マイナ保険証の利用率によってそれぞれ4～6を算定する																					
2：11点																						
3：10点																						
4：10点																						
5：9点																						
6：8点																						
(月1回)																						
P.143	表 2-17 / 在宅医療DX情報活用加算の行	2025年4月からの改正に伴い、以下に差し替え	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>在宅医療DX情報活用加算1</td> <td>11点 (月1回)</td> <td>医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しているものとして届出を行った場合</td> </tr> <tr> <td>在宅医療DX情報活用加算2</td> <td>9点 (月1回)</td> <td>医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準（電子処方箋管理サービス以外）に適合しているものとして届出を行った場合</td> </tr> </tbody> </table>	在宅医療DX情報活用加算1	11点 (月1回)	医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しているものとして届出を行った場合	在宅医療DX情報活用加算2	9点 (月1回)	医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準（電子処方箋管理サービス以外）に適合しているものとして届出を行った場合	2025.4.11												
在宅医療DX情報活用加算1	11点 (月1回)	医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しているものとして届出を行った場合																				
在宅医療DX情報活用加算2	9点 (月1回)	医療DX推進に係る体制で別に厚生労働大臣が定める施設基準（電子処方箋管理サービス以外）に適合しているものとして届出を行った場合																				